

岩手県監査委員告示第36号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第16号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年7月1日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡第三高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年1月12日

イ 本監査実施日 平成23年2月17日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年5月13日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---|---|
| 産業廃棄物の処理費用の支出に当たり、委託料で支出すべきところ役務費で支出しているものが1件、91,770円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 産業廃棄物運搬処理業務について、契約内容に処分業務も含まれていたにもかかわらず役務費として支出していたものであり、平成23年1月26日に支出更正するとともに、今後十分留意することとした。 |

2(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡第四高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年12月15日

イ 本監査実施日 平成23年2月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年5月13日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---|---|
| 勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、56,551円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 支出すべき金額より少なく支給していた勤勉手当については、平成23年1月17日に追給した。 支出率算定内容のチェックはされていたが、財務会計システムへのコード入力が誤っていたものであり、算定内容だけではなく入力確認までの全体チェックについて、複数職員による確認を行うこととした。 |

3(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡南高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年12月14日

イ 本監査実施日 平成23年2月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年5月13日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---------------------------|---------------------------|
| 教員特殊業務手当の支給に当たり、支給すべき金額より | 支給すべき金額より少なく支給していた教員特殊業務手 |

| | |
|---|---|
| <p>少なく支給しているものが12件、115,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>当については、平成23年1月17日に追給した。</p> <p>教員特殊業務手当整理簿の提出がされなかったものであり、部活動主担当及び副担当の相互チェックを図るとともに、教員特殊業務手当整理簿の提出の徹底を図るよう校長等の指導強化及び給与事務担当者のチェック強化により支給漏れを防ぐ体制とした。</p> |
|---|---|

4(1) 監査対象機関名 岩手県立平舘高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年12月7日

イ 本監査実施日 平成23年2月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年5月13日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|--|--|
| <p>期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、107,426円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>支給すべき金額より多く支給していた期末手当については、平成22年12月20日に返納させた。</p> <p>支給率算定の際、単純に計算を誤ったものであり、事務室内での二重チェックを徹底することとした。</p> |

5(1) 監査対象機関名 岩手県立花巻南高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年12月7日

イ 本監査実施日 平成23年2月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年5月13日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|--|--|
| <p>教育実習生の受入に伴う収入金の収納に当たり、収納方法を誤っているものが3件、35,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>現金書留により送付があった教育実習謝金を直接収納していたが、事後調定とすべきところ、事前調定し収納していたものであり、今後は会計規則に則した事務処理を行うよう改める。</p> |

6(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡となん支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年2月8日

イ 本監査実施日 平成23年3月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年5月13日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|--|--|
| <p>赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、67,180円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>支給すべき金額より少なく支給していた赴任旅費については、平成23年2月15日に追給した。</p> <p>赴任旅費に係る扶養親族の確認が不十分であったものであり、今後は赴任旅費支給に係る調査票を活用するとともに、相互チェックを強化し支給誤りの再発を防ぐ体制とし</p> |

た。